平成２２年（フ）第２７３号
愛知県高浜市芳川町３丁目10番地47
債務者　王原　アルマンド　ノブオこと　オウハラ　アルマンド　ノブオ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後２時　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
愛知県高浜市芳川町３丁目10番地47
債務者　王原　マルケス　ロドリゲス　モニカこと　オウハラ　マルケス　ロドリゲス　モニカ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後２時　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
栃木県宇都宮市清原台１丁目17番21号　メゾンどーだんＢ103号、住民票上の住所栃木県宇都宮市御幸本町4732番地16
債務者　田村　好弘
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８８号
栃木県宇都宮市台新田１丁目15番２号
債務者　奈良　敏夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９３号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目２番23号
債務者　山本　公彦
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９４号
栃木県那須塩原市高林332番地８
債務者　笹生　薫子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２９８号
東京都北区豊島１丁目31－５－104
債務者　黒木　和子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３６１号
東京都杉並区高井戸東２丁目17―13―101
債務者　能勢　　緑
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４０５号
東京都練馬区南田中４丁目２―14―205
債務者　千葉　正則
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４０６号
東京都杉並区松ノ木１丁目12―25―201
債務者　小柴　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４４７号
東京都豊島区南長崎１丁目１―20
債務者　飯泉　喜崇
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４５０号
東京都大田区大森北６丁目７－９―102
債務者　平岩　久典
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４５８号
東京都荒川区荒川１丁目７－７　第二寿美ビル113
債務者　浅野　成夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４５９号
東京都荒川区荒川１丁目７－７　第二寿美ビル113
債務者　浅野　富英
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４６２号
東京都墨田区立花５丁目40―10―202
債務者　庄司　孝夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５６６号
東京都江戸川区北小岩４丁目39―28―102
債務者　竹元　正弘
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時　東京地方裁判所民事第20部